



Gore ファブリクス

社会的責任に関するガイドライン

W. L. Gore & Associates は、法的にも倫理的にも、誠実にビジネスを運営することにコミットしています。社会的責任に関する Gore ファブリクスのガイドライン（以下「ガイドライン」）は、公正労働協会の職場行動規範（Fair Labor Association Workplace Code of Conduct）などの業界特有の要求や慣行と一致しています。また、国際労働機関（ILO）の基準、国連（UN）による世界人権宣言、国連による児童の権利に関する条約、国連による女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、国連グローバルコンパクト、および経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針に基づいています。

これらのガイドラインでは、次のことが求められます。

1. 法令の遵守

ビジネスの運営において、国および地域で適用される法律、規定、規則、および弊社のビジネス運営に関係する他のすべての法的要求を遵守します。それらには、人権、労働慣行、環境、安全性、衛生に関する基準および建物の安全性に関する基準が含まれますが、これに限定されるものではありません。ビジネスを運営する各国または地域における、汚職行為やトラストの防止に関する法律、および競争や商取引を規制する他のすべての法律を遵守します。

2. 汚職行為の防止

適用法を遵守することに加え、ビジネス上の競争を倫理的および法的に公平な仕方で行います。国際的に広く認められている慣行に従い、賄賂や汚職を防止します。

3. 自由に選択された雇用

雇用は自由に提供され、非自発的または強制的な労働、年季奉公労働、債務労働、またはそれに類する形式の労働は要求しません。奴隷制度、または奴隷制度に類する、児童や成人の売買および密売、借金による束縛、農奴制度、または強制労働といった慣行を容認しません。

4. 公平な機会

すべての人を公平に、尊厳と敬意を持って扱います。雇用に関する決定（採用、賃金の方針、訓練プログラム参加の許可、昇進、または解雇など）において、人種、肌の色、宗教、性別、妊娠の有無、性的指向、性別認識または性別表現、出身国、障がい、年齢、政



- 治的な所属、または法律で保護される他のいかなる特徴に基づいても、差別することはありません。
5. ハラスメントの防止
ハラスメントや虐待のない環境を作ります。身体的な虐待、拷問、非常識的な処罰や懲らしめ、セクシュアル ハラスメント、または他のいかなるハラスメントも許容しません。
 6. 児童労働の防止
義務教育を終える年齢に満たない児童、または例外なく 15 歳未満の児童を雇用しません。業務の性質上、または業務が実施される環境ゆえに、児童の健康、安全、またはモラルが脅かされる業務を児童が行わないようにします。若年労働者の労働環境の制限について、地元の法的規制を遵守します。
 7. 組合および団体交渉の自由
従業員が団体交渉に関して組合を作る権利を尊重します。自由に組合を作る、または団体で交渉する法的な権利を行使するいかなる人物に対しても、差別、ハラスメント、脅迫、または報復することはしません。
 8. 公平な賃金および福利厚生
法定最低基準以上の賃金および福利厚生を含む補償パッケージを提供することで、すべての従業員に公平に補償を与えます。法定最低基準以上の金額で、残業に対する補償を従業員に提供します。適用される法定最低基準がない場合、必要に応じて業界のベンチマーク基準または業界労働協約に従い、残業について割増の金額を支払います。
 9. 合理的な労働時間
労働条件のスケジュールを決定する際、地元の規制に従います。定期的にスケジュールされた標準的な労働時間および残業時間が、法的制限を超過しないようにします。
 10. 健全かつ安全な労働状況
職場における既知の危険による事故や健康被害を防止するよう合理的に設計された、清潔、安全かつ健全な労働環境を提供します。施設が所在する国やコミュニティーにおいて職場の健康や安全性に関して適用される、すべての法定基準に従って施設を運営します。
 11. 火災の予防
職場における火災の予防について、適切かつ十分な措置を講じます。



12. 環境基準の遵守

排気および排水も含め、環境に関するすべての適用法令および規則を遵守します。必要な許可証を取得し、それに従って運営を実施します。

13. 廃棄物の管理

すべての廃棄物の流れを管理し、適用されるあらゆる法的要求に基づいて、すべての廃棄物を処理します。

14. 化学薬品の管理

化学薬品の保管、取り扱い、および使用に関して適用される、すべての法律および規則を遵守します。法律で制限されている化学薬品について、必要な許可証を取得します。

15. 従業員の情報およびトレーニング

関係のある職場基準について従業員に知らせます。本ガイドラインで言及されている基準が含まれますが、これに限定されるものではありません。関連基準を従業員に開示し、提供される適切なトレーニング プログラムを文書化します。

日付 :

住所 :

御社名・部署名 :

氏名 :